**やまぐち産業振興財団 展示会共同出展規約**

【規約の履行】

・出展者は、展示会主催者（以下主催者）が提示する展示会規約等に加え、公益財団法人やまぐち産業振興財団(以下財団)から提示された「展示会共同出展規約」を遵守しなくてはなりません。これらに違反していると財団が判断した場合、財団は、その時期を問わず、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更等を求めることがあります。

【共同出展の取り消し】

・以下に該当する場合は、出展申込書受理の如何を問わず、当該企業の出展を取り消します。

①財団が、当事業の開催趣旨に適さないと判断した場合。

②財団が、共同出展の目的や全体の運営を鑑み来場者や他の出展者に著しく影響を及ぼすと判断した場合。

③出展規約に違反すると判断した場合。

【出展費用】

・出展申込後に、天災その他不可効力の原因、財団の判断により出展の取りやめや出展形態の変更などいかなる場合においても、負担金を原則返金しません。なお展示会主催者の都合による開催中止の場合は、主催者から返金が生じた際に、これに準じて負担金の返金を行います。加えて本展示会への参加のために出展者が支出した費用や本展示会の中止等に起因、関連する一切の損害（交通費や宿泊代のキャンセル料等）について、財団はこれを負担しません。

【書類提出】

・出展者は、出展申込提出後に主催者から書類の提出やシステム入力等の対応を求められた際、指定期日までに確実に提出・対応してください。

【アンケート提出】

・展示会終了後、出展者には、出展に関するアンケートに回答いただきます。

・アンケート実施時期は、①展示会終了直後、②令和5年3月頃（今期末）です。

【当財団に対する協力】

・共同出展ブースのＰＲ等を目的とした出展企業共通パンフレットを作成する予定です。原稿の提出等にご協力ください。（費用は当財団負担）

【賠償責任】

・財団は、いかなる理由においても、出展者及びその関係者が出展スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。

・出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。

（公財）やまぐち産業振興財団　事業支援部　寺本、松田あて

E-mail：r-teramoto@yipf.or.jp　/　ＦＡＸ：083-902-9010

**新スタイル対応販路拡大支援事業（研修+展示会出展）に係る参加申込書**

**※塗りつぶし部分は記入必須になります。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 企 業 名 |  | | |
| 住　　所 | 〒 | | |
| 部署/担当者① |  | 部署/担当者② |  |
| 担当①メール |  | 担当②メール |  |
| TEL |  | FAX |  |
| 出展希望展示会  **※①～⑥のうち１つ** |  | | |
| 研修に関して  （自社・自身の課題や意気込みなど） |  | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※展示予定品 | ※サイズ | ※重量 | ※電流 | ※電圧 | ※電力 | 備　考 |
|  | X：  Y：  Z： | kg | A | V | W |  |
|  | X：  Y：  Z： | kg | A | V | W |  |

※自社装置などで多くのスペース（1m×1m×1m超）や電源を使用する予定の方は詳細にご記入ください。

|  |
| --- |
| 申込に係る留意事項の遵守　※必ず署名すること |
| ・共同出展規約への同意 お申込みにあたっては、共同出展規約を必ずお読みください。 「やまぐち産業振興財団 展示会共同出展規約」に記載の内容について理解したうえで同意します。**※必要事項を記入し署名の上、PDF化しメール、もしくはＦＡＸにて送付ください。**  　 　　　　　　　　　署名 |

**＜問合せ・申込先＞**

〒754-0041　山口市小郡令和１－１－１　山口市産業交流拠点施設４F

公益財団法人やまぐち産業振興財団　事業支援部　販路開拓支援グループ　寺本、松田

TEL : 083-902-3722　FAX：083-902-9010

Mail: r-teramoto@yipf.or.jp